

第5章

Defense of Japan

CHAPTER 5

国民と防衛庁・自衛隊



- 第1節 防衛力を支える基盤
- 第2節 国民と自衛隊を結ぶ活動
- 第3節 防衛庁・自衛隊と地域社会とのかかわり
- 第4節 沖縄に所在する在日米軍施設・区域



第1節

SECTION 1

防衛力を支える基盤

Defense of Japan

防衛力は、国の安全保障を最終的に担保するものであり、その機能は他のいかなる手段でも代替し得ない。したがって、時代に合致した防衛政策の下、防衛力を適切に整備、運用することが必要である。

防衛力の中核である自衛隊は、わが国の防衛という国家存立にとって最も基本的な役割を担う専門の組織であり、そのために必要な各種機能を備えた様々な部隊、機関などで構成されている。

自衛隊が任務を有効に遂行するためには、国民の理解と支援を得ることが不可欠であるとともに、人的及び物的な基盤を整えることが重要である。

自衛隊の隊員は、その職務の特殊性のため、採用形態や処遇などにおいて一般の公務員とは異なる特徴を持つ。人的基盤を充実させるためには、こうした特徴を反映した人事施策を行うとともに、隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のため各種の施策を推進する必要がある。また、組織を効率的に運営し、多様な任務を遂行できるよう、隊員一人一人が、日々の教育訓練などを通じて自らを鍛錬し、知識・技能を修得して向上させることも、人的な基盤の充実を図る上で不可欠である。

さらに、人的基盤の充実に加えて、防衛力を支える基盤である情報通信機能の強化のための情報通信技術革命への対応、総合取得改革の推進などが不可欠である。

また、防衛庁の取り扱う情報の中には、漏えいすればわが国の防衛などに著しく影響を及ぼしかねないものがあることから、これらの保全は、重要な課題である。

本節では自衛隊の組織と人、防衛庁の組織に関する検討、教育訓練、情報通信能力などを強化するための取組、総合取得改革の推進、技術研究開発の充実、秘密保全に対する取組について説明する。

1) 自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務に当てる必要があることから、国家公務員法第2条で特別職の国家公務員と位置付けられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。

1) 「防衛庁」と「自衛隊」は、ともに同一の防衛行政組織である。

「防衛庁」という場合には、陸・海・空自衛隊の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

2) 巻末「陸・海・空自衛隊の編成」、「主要部隊などの所在地」参照

3) 出動とは、防衛出動、治安出動、警護出動のこと

自衛隊の統合運用が必要な場合は、2以上の自衛隊が、次の行動などを命ぜられるか又は命ぜられることが予測される場合で長官が必要と認める場合
・海上における警備行動
・災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣
・国際緊急援助活動など
・国際平和協力業務など
・在外邦人などの輸送
・「周辺事態安全確保法」の規定する対応措置（2章5節2（p129）参照）など

1 自衛隊の組織と人

自衛隊の組織

防衛庁・自衛隊¹は、わが国の防衛という任務を全うするため、実力組織である陸・海・空自衛隊²を中心に、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、契約本部、防衛施設庁など、様々な組織で構成されている。

防衛庁長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。その際、副長官及び2人の長官政務官が長官を助ける。また、事務次官が長官を助け、事務を監督することとされているほか、基本的方針の策定について長官を補佐する防衛参事官が置かれている。さらに、長官を補佐する機関として、内部部局、陸・海・空幕僚監部³及び統合幕僚会議（統幕）が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長及び局長はその所掌に応じ、長官が各幕僚長又は統幕に対し指示・承認などを行うに際し補佐する。各幕僚監部は、各自衛隊の隊務に関する幕僚機関であり、陸・海・空幕僚長は、各自衛隊の隊務に関する最高の専門的助言者として長官を補佐する。また、統幕は、統合幕僚会議議長及び各幕僚長をもって組織され、自衛隊の出動時や、それ以外で統合運用が必要な場合⁴に、自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合調整、

統合部隊の運用などについて長官を補佐する。

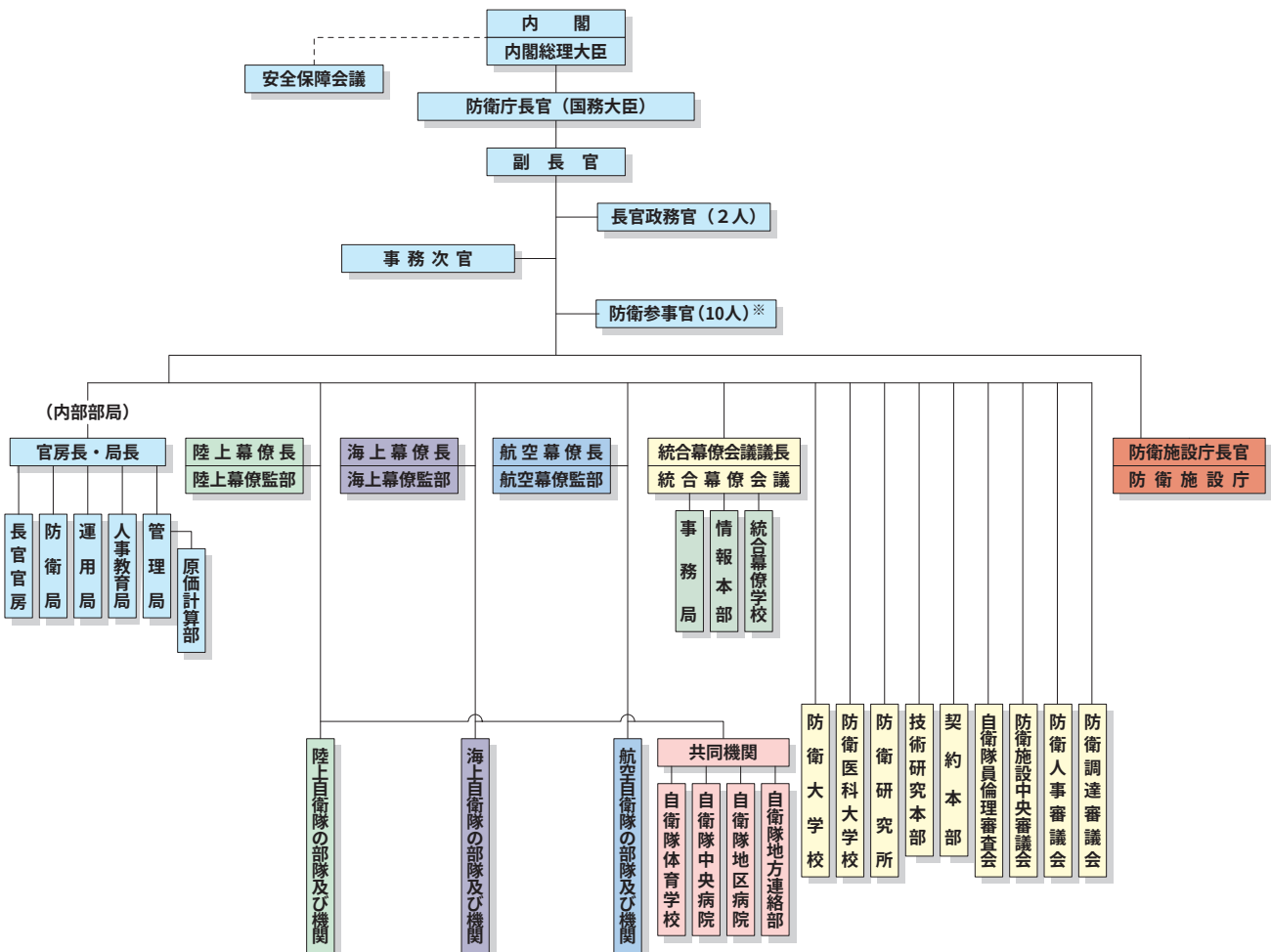
なお、平成17年度末に防衛庁・自衛隊は統合運用体制に移行する⁴⁾。

4) 2章4節 (p123) 参照

防衛庁の省移行を巡る論議については、行政改革会議の最終報告（97（平成9）年）で、政治の場で議論すべき課題とされており、その後、国会で活発な議論がなされている。01（同13）年6月には、第151回通常国会で防衛省設置法案が議員提出され、それ以降継続審査の扱いとなっていたが、03（同15）年10月、第157回臨時国会において、衆議院が解散されたことに伴い廃案になった。

近年、国の平和と安全を確保するための自衛隊の活動が以前にも増して必要とされ、また、不透明な国際情勢の中で世界平和へのわが国の貢献が求められている。防衛庁としては、このように自衛隊の任務や役割が増大している中、諸外国のように国防を担当する省を設けることは、安全保障、危機管理に取り組む国の体制を強化し、これを重視する国の姿勢を内外に示すこととなるため、重要であると考えている。

防衛庁の組織図（平成17年度末の改編以前）



※官房長・局長（計5人）は、防衛参事官が充てられている。

防衛庁の組織の概要

組 織	概 要
陸上自衛隊 (巻末の「主要部隊 などの所在地」参照)	○方面隊 ・複数の師団、旅団やその他の直轄部隊（施設団、高射特科群など）をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面の防衛に当たる。 ○師団及び旅団 ・戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成
海上自衛隊（同上）	○自衛艦隊 ・護衛艦隊、航空集団（固定翼哨戒機部隊などからなる。）、潜水艦隊などを基幹として編成 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛に当たる。 ○地方隊 ・5個の地方隊があり、主として担当区域の警備及び自衛艦隊の支援に当たる。
航空自衛隊（同上）	○航空総隊 ・3個の航空方面隊及び南西航空混成団を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務に当たる。 ○航空方面隊 ・航空団（戦闘機部隊などからなる。）、航空警戒管制団（航空警戒管制部隊からなる。）及び高射群（地对空誘導弾部隊からなる。）などをもって編成
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	○将来の幹部自衛官を育成するための機関 ・将来の幹部自衛官を育成するための教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。 ○一般大学の修士及び博士課程に相当する理工学研究科（前期及び後期課程）及び修士課程に相当する総合安全保障研究科を設置 ・高度の知識及び研究能力を修得させるための教育訓練を行う。
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	○将来の医師たる幹部自衛官を育成するための機関 ・将来の医師たる幹部自衛官を育成するための教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。 ○一般大学の博士課程に相当する医学研究科を設置 ・高度の知識及び研究能力を修得させるための教育訓練を行う。
防衛研究所 (東京都目黒区)	○防衛庁のいわばシンクタンクに当たる機関 ・自衛隊の管理及び運営に関する基本的事項の調査研究を行う（注）。 ・戦史に関する調査研究及び戦史の編纂を行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理
技術研究本部 (東京都新宿区)	○装備に関する研究開発を一元的に行う機関 ・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。 ・対象となる分野は、各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機をはじめとして被服や食料に至るまで幅広い。
契約本部 (東京都新宿区)	○自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達における契約に関する事務を一元的に行う機関 ・必要な装備品などとは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など ・防衛費全体の約3割に相当する予算額を執行する。 ○本部と地方機関である5つの支部で構成
防衛施設庁 (東京都新宿区)	○自衛隊施設や在日米軍施設・区域の取得、財産管理、建設事務及び周辺対策、在日米軍に勤務する従業員の労務管理、在日米軍の違法な行為により生ずる損害の賠償などの事務を行う機関 ○本庁と地方支分部局である8つの防衛施設局で構成

（注）例えば、地域の軍事に関する透明性の向上などのため、研究者による研究成果を取りまとめた「東アジア戦略概観」を96（平成8）年から毎年刊行している。

〈<http://www.nids.go.jp/dissemination/east-asian/index.html>〉

自衛隊の隊員

自衛隊の隊員は、図のように自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補と事務官、技官、教官などに分けられる。

(1) 自衛官⁵⁾

ア 採用など

(ア) 採用

自衛官は、個人の自由意思に基づき入隊するという志願制度の下で、一般幹部候補生、一般曹候補学生、曹候補士、2等陸・海・空士、自衛隊生徒などとして採用される⁶⁾。自衛官の募集業務の特色は、地方公共団体などの協力の下、北海道に4か所、全都府県に1か所ずつ配置している合計50か所の自衛隊地方連絡部が行っていることにある。

5) 資料50 (p401) 参照

6) 資料51 (p402) 参照

防衛庁職員の内訳

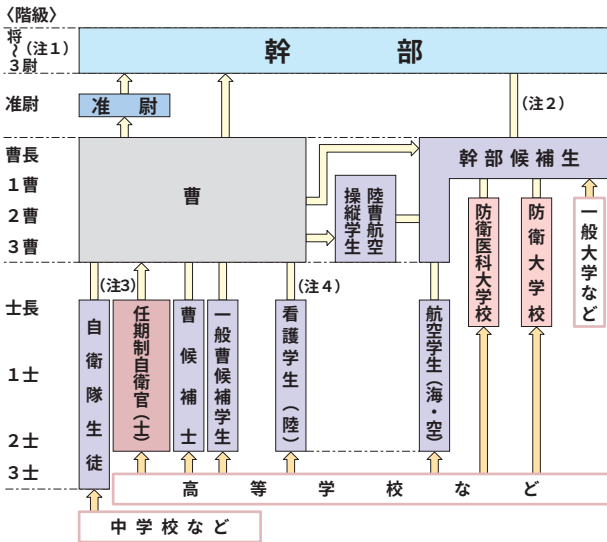
(2005.3.31現在の定員)

防 衛 庁 職 員	特 別 職	自 衛 隊 の 隊 員	定 員 内	防衛庁長官	
				副 長 官	
				長官政務官 (2人)	
				事 務 次 官	
				防 衛 参 事 官 等	328人
				事 務 官 等	23,347人
				自 衛 官	253,180人
			定 員 外	即応予備自衛官	9,004人
				予 備 自 衛 官	47,900人
				予 備 自 衛 官 補	995人
				防衛大学校学生	
				防衛医科大学校学生	
				非 常 勤 職 員	
	一 般 職	定 員 内		事 務 官 等	30人
				非 常 勤 職 員	

(イ) 若年定年制と任期制

自衛官の任用制度で、一般の公務員と比べ大きく異なる点は、自衛隊の精強さを保つため、「若年定年制」と「任期制」という制度をとっていることである。「若年定年制」は、一般の公務員より若い年齢で退職する制度である。また、「任期制」は、2年又は3年という期間を区切って任用する制度であり、士の多くがこの制度で採用されている。

自衛官の任用制度の概要



(注) 1 幹部の階級は、将、将補、1佐、2佐、3佐、1尉、2尉、3尉に区分
2 医科歯科幹部候補生は、医師、歯科医師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任
3 通信教育などにより、生徒教育3年終了時には高等学校卒業資格を取得可能
4 看護師国家試験に合格すれば、2曹に昇任
5 →：採用試験、→：試験又は選考

自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	55歳
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	54歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	53歳
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	
3等陸士・3等海士・3等空士	3士	

(注) 1 統合幕僚会議議長に在る陸将、海将又は空将である自衛官の定年年齢は62歳
2 医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽などの職務に携わる自衛官の定年年齢は別に定められている。

イ 部隊配属など

採用後、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育を修了した自衛官は、全国の部隊などへ赴任する。なお、基本的な教育を終えるまでに、各人の希望や適性などに応じて、その進むべき職種・職域が決定される。具体的には、陸上自衛隊（陸自）では普通科（歩兵）、特科（砲兵）、機甲科（戦車・偵察）など、海上自衛隊（海自）では艦艇、飛行、装備など、航空自衛隊（空自）では飛行、航空管制、整備などがある。その後、自衛隊の学校や部隊での教育訓練などを通じて、更に職務の遂行に必要な資質を養い、知識・技能を修得させることとなる。

また、准尉や曹の自衛官（下士官など）の活性化のための取組の一つとして、曹士自衛官の服務指導などの新たな役割を准尉や曹の自衛官に付与することとしている。例えば、海自では03（同15）年4月より、海曹長又は1等海曹の中から責任感、知識・技能、指導力などに優れた者に対して先任伍長⁷の役割を与え、先任伍長による規律などの維持、服務指導、士気の高揚、融和団結の強化などを図っており、陸自、空自においても同様の取組について検討をしている。

自衛官には、勤務実績、功労に基づく選考や試験を通じて、上位の階級に昇任する道が開かれている。

ウ 処遇

自衛官の職務内容は、各種の作戦を行うための航空機への搭乗、長期間にわたる艦艇や潜水艦での勤務、落下傘での降下など厳しい側面がある。このため、防衛庁・自衛隊は、隊員が誇りを持ち、安心して職務に従事できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当を支給している。また、職務遂行上必要な被服の支給や貸与、基地や駐屯地内に居住する曹士自衛官などに対する食事の支給を行うとともに、公務や通勤によらないで負傷したり、病気にかかった場合でも、療養などが受けられる制度を備えている。

部隊などでは、シフト勤務などの特殊な場合を除き、通常は、日課表に従い勤務して

7) 海自の先任伍長は、各部隊指揮官により1名が指定され、海上自衛隊先任伍長1名、自衛艦隊、各総監部などに12名、護衛隊群、航空群などに31名、そして、個々の艦艇、航空隊などに298名の計342名が配置（本年6月1日現在）されている。

いるが、自衛隊が対応すべき事態は、昼夜の別なく起こる可能性があることから、隊員は、いつでも職務に従事できる態勢になければならない。このため、陸上において勤務する曹長以下の自衛官は駐屯地や基地内での居住が、艦艇乗組員は艦艇での居住が原則⁸⁾とされている。そこで、駐屯地、基地内や艦艇の生活環境の整備・充実のため、隊舎、食厨、浴場などの新設や老朽化した隊舎の建て替えなどを促進するとともに、艦艇の居住性の改善を進めている。また、隊員の福利厚生を充実を図るため、談話室、図書室、各種売店などを備えた厚生センターの整備なども行っている。

また、隊員が勤務している施設のうち、特に、整備工場、警衛所、消防所の3施設については、勤務環境改善のため、老朽化した施設の建て替えなどの整備を計画的に推進している。

エ 就職援護

50歳代半ばで定年を迎える若年定年制自衛官の多くは、退職後の生活基盤の確保などのため再就職を必要としている。また、任期制自衛官は、任期満了により大半が20歳代に退職しているため、その後の長い人生の生計を維持する上で再就職が必要不可欠である。

このようなことから、防衛庁では、人事施策における最重要事項の一つとして、退職予定自衛官に対して、再就職に有効な技能を身につけるための訓練や、再就職に際しての心構え、必要な知識の教育を行うなど、就職援護のための様々な施策を講じている。

また、若年定年退職する自衛官が多数となる時期を迎えている中、今後も厳しい雇用情勢が続くことが予想される。このため、就職援護施策の一層の充実を図る必要があり、退職自衛官の公的部門における採用などを推進するとともに、各自衛隊などが有する雇用情報を有効に活用するためネットワーク化を進めているほか、職業訓練課目などを充実させ、再就職希望者の能力の向上を図るなどの施策を推進している。

これらの施策は、自衛官が安心して職務に励み、その士気を高めるとともに、優れた資質を有する人材を確保するためにも重要である。



雪中行進をする隊員



短艇訓練を行う隊員



操縦訓練を行う隊員

8) 結婚によって親族などを扶養する場合など一定の要件に該当すると認められる自衛官は、基地などの外での居住が認められている。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

海上自衛隊の先任伍長

海上自衛隊は、規律、風紀の維持に関する体制の強化及び上級海曹の活動の推進を図るため、各部隊などに「先任伍長」（海曹長又は1等海曹の中の優れた者を選考）を配置する新たな取組を03（平成15）年4月から開始した。

発足の背景として、近年、不審船への対応やインド洋への派遣など、これまで以上に部隊の即応性、精強性が求められるようになり、規律、風紀の維持、士気の高揚、融和団結について強化する必要性が生じたことがある。

各部隊指揮官が1名の先任伍長を任命し、先任伍長には「部隊における海曹士の勤務指導ばかりでなく、特に若い隊員については健全な生活を親身に指導し、また、海曹士の士気の高揚及び融和団結の強化に関して指揮官等に意見を具申」する任務が与えられている。

すなわち、先任伍長は海曹士の服務を指導するのみでなく、指揮官と個々の隊員との風通しを良くするという役割を担っている。

また、昨年3月には、衛生部隊に初の女性先任伍長が誕生し、「職場の雰囲気、人間関係をより良くして、皆が同じ目標を持って仕事ができる環境づくりを目指していきたい。」と抱負を述べている。

海外の軍隊での同様な取組としては、米軍、英国軍、オーストラリア軍、韓国軍などがあり、特に、米海軍では、下士官集団の活性化という観点で、上級下士官を技術のエキスパートとしてではなく、指揮官を強力に補佐する下士官群のまとめ役として活用するマスター・チーフ制度（Master Chief Program）があり、上級下士官が下士官兵の教育訓練、人事管理、福利厚生などに関し指揮官を直接補佐する体制が定着している。



部隊の海曹士に対して服務指導講話を行っている先任伍長

先任伍長識別章



海上自衛隊先任伍長



自衛艦隊等先任伍長

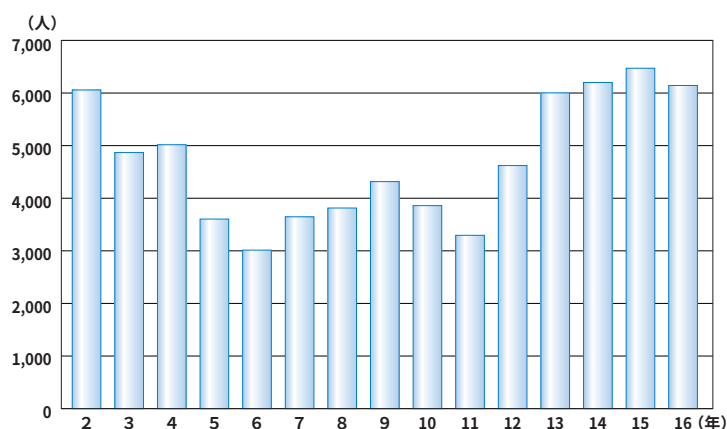


護衛隊群等先任伍長



部隊等先任伍長

定年退職した自衛官数



就職支援のための主な施策

区 分	内 容
職 業 適 性 検 査	適性に応じた進路指導などを行うための検査
技 能 訓 練	退職後、社会において通用する技能を付与（大型特殊自動車、情報処理技術、クレーン、自動車整備、ボイラー、危険物取扱など）
自 動 車 操 縦 訓 練	大型自動車免許を取得できるよう内部の施設で実施
防 災 ・ 危 機 管 理 教 育	防災行政のしくみ及び国民保護計画などの専門知識を付与
通 信 教 育	定年退職予定の自衛官に対し公的資格を取得し得る能力を付与（社会保険労務士、衛生管理者、宅地建物取引主任など）
業 務 管 理 教 育	定年退職予定の自衛官に対し社会への適応性を啓発するとともに、再就職及び退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与
就 職 補 導 教 育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識及び再就職に当たっての心構えを付与

(2) 即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補

ア 予備の要員を保有する意義

諸外国では、国家の緊急事態に当たり、人的戦力を急速かつ計画的に確保するため、予備役制度を整備している⁹⁾。わが国でも、これに類似するものとして、多様な事態に対して実効的に対応し、また、事態の推移に適切に対応する観点から、予備自衛官制度などを設けている。

イ 雇用企業の協力

即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補は、平素はそれぞれの職業などに就いているが、必要な練度を維持するため、毎年仕事のスケジュールを調整し、休暇などを利用して訓練招集や教育訓練招集に応じている。

このような即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補の制度を円滑に運用するためには、雇用企業などの理解と協力が不可欠である。

特に即応予備自衛官については、年間30日の訓練招集に応じるため、雇用企業などに、不在時の業務調整や休暇取得の配慮など、必要な協力を求めることになる。このため、防衛庁は、即応予備自衛官を雇用する企業などの負担を軽減し、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、即応予備自衛官の訓練出頭などのために所要の措置を講じている雇用企業などに対し、即応予備自衛官雇用企業給付金を支給している。

9) 資料7 (p351) 参照

即応予備自衛官や予備自衛官は、自衛隊で培った責任感、気力、体力、規律心などを活かし、また、毎年の訓練に参加してこれらを磨くことにより、企業の期待にも応えることができるものと考えている。

即応予備自衛官・予備自衛官・予備自衛官補／各制度の比較

項 目	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令、災害等招集命令を受けて自衛官となつて、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務	防衛招集命令、国民保護等招集命令、災害等招集命令を受けて自衛官となつて勤務（陸上自衛隊の予備自衛官については、陸上防衛力の基本的な枠組みの外にある人的勢力として確保）	教育訓練修了後、予備自衛官として任用
防衛招集など	防衛庁長官は、防衛出動命令などが発せられた場合若しくは事態が緊迫し、防衛出動命令などが発せられることが予測される場合又は国民保護等若しくは災害派遣などを命じた場合において、必要と認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、各招集命令を発することができる。	防衛庁長官は、防衛出動命令が発せられた場合若しくは事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合において必要と認めるとき又は国民保護等若しくは災害派遣を命じた場合において特に必要と認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、各招集命令を発することができる。	防衛招集命令などの制度はない。
任務など	防衛出動時において、作戦地域における後方の陣地の守備、前方の部隊の予備などに従事する。また、国民保護等派遣、治安出動、災害派遣などにおいては、常備自衛官と同様の任務に当たる。	防衛招集された場合には、自衛官となり、後方の警備、後方支援、基地の警備などの要員として勤務する。国民保護等招集された場合には自衛官となり、国民の保護のための措置または緊急対処保護措置（いずれも治安の維持に係るものを除く。）に従事する。また、災害招集された場合には、自衛官となり、災害救助活動に従事する。	予備自衛官として任用後、予備自衛官に同じ。
採 用	自衛官として勤務期間が1年以上の者のうち、退職後1年未満の元陸上自衛官又は陸上自衛隊の予備自衛官に採用されている者の志願に基づき、選考により採用	自衛官として勤務期間が1年以上の者の志願に基づき、選考により採用。また、教育訓練を修了した予備自衛官補を任用	自衛官未経験者（自衛官として勤務期間が1年未満の者を含む。）の志願に基づき試験（一般）又は選考（技能）により採用
任用期間	任用の日から起算して3年 任期満了時、志願により引き続き3年を任用期間として任用		教育訓練修了まで（一般：3年以内、技能：2年以内）
呼 称	指定階級に「即応予備」を冠して呼称	指定階級に「予備」を冠して呼称	階級は指定しないため、特定の定めを置かない。
訓練招集	1年を通じて30日の訓練に従事	1年を通じて20日を超えない期間の訓練に従事（現在は年5日。ただし自衛官を退職後1年未満で出身自衛隊に採用された者の初年は1日）	「一般」は、3年以内で50日、「技能」は2年以内で10日の教育訓練を受ける。
手当など	・即応予備自衛官手当： 月額16,000円 ・訓練招集手当： 指定階級に応じて 月額14,200円～10,400円 ・勤続報奨金：1任期120,000円（良好な成績で勤務した場合） ・即応予備自衛官雇用企業給付金： 1人当たり月額42,500円（年額510,000円）	・予備自衛官手当：月額4,000円 ・訓練招集手当：月額8,100円	・教育訓練招集手当： 月額7,900円
年度末人員	約6,300名（本年3月末現在）	約3万6,000名（本年3月末現在）	約490名（本年3月末現在）

ウ 予備自衛官補

01（同13）年に導入された予備自衛官補制度は、国民に広く自衛隊に接する機会を設け、防衛基盤の育成・拡大を図るとの観点から、将来にわたり、予備自衛官の勢力を安定的に確保し、民間の優れた専門技術を有効に活用することを目的としている。予備自衛官補は、「一般」（後方地域での警備要員など）と「技能」（医療従事者、語学要員、情報処理技術者、建築士、車両整備士など）からなる。予備自衛官補は、自衛官未経験者の志願に基づき採用され、「一般」の場合は、3年以内に50日、「技能」の場合は、2年以内に10日の教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用される。

予備自衛官補の採用などの状況（平成16年度）

		受験者数	合格者数	採用者数
一	一般	1,312人	556人	278人
	衛生・甲	34人	17人	16人
	衛生・乙	83人	56人	46人
	語学	55人	40人	40人
	整備	27人	23人	17人
	情報処理	18人	11人	10人
	通信	21人	12人	10人
	電気	8人	7人	5人
	建設	31人	19人	15人
	小計	277人	185人	159人
合計		1,589人	741人	437人

- (注) 1 採用者数欄は、平成16年度内における採用者数
 2 衛生・甲：医師、歯科医師、薬剤師
 3 衛生・乙：理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、救急救命士（准看護師の資格を併せて保有する者）、栄養士、准看護師、歯科技工士
 4 語学：英語 外国語短期大学等以上卒業者又は実用英語技能検定（英検）試験準1級若しくはこれと同等以上の能力を有する者
 ロシア・中国・韓国語 外国語短期大学等以上卒業者又はこれと同等以上の能力を有する者
 5 整備：1級大型・小型自動車整備士、1級・2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士
 6 情報処理：システムアナリスト試験、プロジェクトマネージャ試験、アプリケーションエンジニア試験、ソフトウェア開発技術者試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、テクニカルエンジニア（データベース）試験、テクニカルエンジニア（システム管理）試験、基本情報技術者試験、システム運用管理エンジニア試験、プロダクションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、第1種又は第2種情報処理技術者試験
 7 通信：第1・2・3級総合無線通信士、第1・2級陸上無線技術士、アナログ第1種・デジタル第1種・アナログ・デジタル総合種工事担任者
 8 電気：第1・2・3級電気主任技術者免状の交付を受けている者
 9 建設：1・2級建築士、1・2級建設機械施行技士、測量士、測量士補



市街地戦闘訓練を行う予備自衛官（東千歳駐屯地）



地方公共団体の防災訓練に参加する即応予備自衛官



教育訓練中の予備自衛官補

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

常備自衛官とともに演習に参加した予備自衛官の声

予備自衛官

予備2等陸曹

池元友子

予備自衛官補（技能）から任用された予備自衛官である池元予備2等陸曹に演習に参加した感想を寄稿してもらいました。

私は、「自分の資格（看護師）を持って何か役に立つことができないかなぁ。」と常々思っていたところ、市の広報に予備自衛官補募集の案内を見つけました。私は以前より、もし戦争が起きてしまったなら、日本人だけという事でなく、分け隔てなく看護・ケアをさせて頂きたいと考えていましたので、「これだー！」と感じ、早速志願させて頂きました。

03（平成15）年に予備自衛官補（技能）となり、大津での10日間の訓練に行かせて頂きましたが、部隊の方々は本当に何も出来ない私達に早朝から深夜まで、親身にかつ情熱的に指導して頂き、私は感激しました。

昨年に予備自衛官に任用され、11月9日から13日に衛生部隊の方と一緒に訓練が出来ると聞き「邪魔になるかも足手まといになるかもしれないけど、是非参加させて頂きたい。」と思いました。参加が決まってからは、どんな訓練だろうと、毎日ドキドキかつ楽しみにしておりました。

その訓練は鳥取県米子での演習でした。

「洋上に航空機が墜落し、隊員を一時的処置の為に搬送。ただし、何人搬送されて来るかも直前まで不明」の状況から始まりましたが、無線で人数・症状報告があって、テント内に緊迫感が走りました。傷病者の方が、本物のヘリコプターで近くまで運ばれ、救急車によりテントの処置室まで搬送されてきました。医師・看護師はバイタル測定し、一時的処置を施行しました。その後、経過を観察し、状態が落ち着き次第、別の場所に再搬送の手順でしたが、私達予備自衛官も、担架から処置台への移動介助、バイタルチェック、処置介助などの役割を持たせて頂きました。病院とは違い、テントの中という場所、また、白衣ではなく緑の戦闘服で不思議な感じもしましたが、『思いは一つ「救命！』』の一体感を十分に感じることができました。

最後に、病院と自宅の往復だけであつた自分が、予備自衛官となり、訓練に参加していろんな事を体験させて頂き、大勢の方と知り合い、大げさかも知れませんが未知の世界を知る事ができて本当に感謝しています。今後も大勢の志ある方々に予備自衛官補、そして予備自衛官となつて頂き、ともに訓練ができればと思っています。社会、国家そして世界平和のために！



常備自衛官とともに演習に参加している池元予備2等陸曹
（右から2人目）

（3）事務官、技官、教官など

事務官、技官、教官などは、防衛庁全体で約2万4,000名であり、その数は自衛官の約10分の1に当たる。これらの隊員は、主に国家公務員採用Ⅰ種試験、防衛庁職員採用Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験で採用され、Ⅰ・Ⅱ種は共通の研修を受けた上で、様々な分野で業務を行っている。

事務官は、内部部局での防衛政策の立案、自衛隊の管理・運営の基本に関する業務、情報本部などの情報業務、全国各地の自衛隊の運営に必要な行政事務（総務、基地対策など）、後方支援業務（整備・補給など）などに従事している。

また、技術研究本部などの技官は、防衛力の技術的水準の維持向上を図るために必要な研究開発などに取り組んでいる。このほか、防衛研究所の教官は、自衛隊の管理・運営に関する基本的な調査研究を行い、防衛大学校や防衛医科大学校などの教官とともに、質の高い隊員を育成するための教育に取り組んでいる。

技官、教官で、本年3月末において、博士号を取得している者は約570名である。

(4) 人事施策

防衛庁では、新しい時代に向けて、種々の施策を推進するとともに、新たな人事施策の検討を行っている。

ア 公務員制度改革に関連した検討

「公務員制度改革大綱」が01（同13）年12月閣議決定されたことを受け、防衛庁における公務員制度改革について、防衛庁公務員制度改革等推進委員会を設置し、防衛庁・自衛隊の特殊性などを十分勘案しつつ検討を行っている。

現在、「今後の行政改革の方針」が昨年12月閣議決定されたことも受け、各種施策の具現化に取り組んでいる。

また、同委員会では、少子・高齢化や高学歴化などを踏まえた自衛隊の新たな人事教育施策についても検討を行っている。

イ 男女共同参画の取組

00（同12）年、男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が閣議決定された。防衛庁でも01（同13）年5月、防衛庁男女共同参画推進本部を設置し、仕事と育児の両立支援、施設、服制面での配慮、女性職員の採用・登用の促進などの検討を進めている。また、同本部の決定に基づき、03（同15）年4月より、女性の自衛官を表す場合の呼称として、「婦人自衛官」にかえて、「女性自衛官」を用いることとした。

ウ 次世代育成支援対策の推進

わが国における急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、03（同15）年7月に次世代育成支援対策推進法が成立した。これを受け、防衛庁でも昨年11月、防衛庁次世代育成支援対策推進委員会を設置し、職員が、職業生活と家庭生活を両立させ喜びをもって子育てをしていくことができるような勤務環境などを整備するために、本年3月に「防衛庁特定事業主行動計画」¹⁰を策定し、特に男性職員の育児休業の取得促進や特別休暇の取得促進などに取り組むとともに、庁内託児施設の設置についても検討を行っている。

エ 隊員の離職後の再就職についての規制

99（同11）年の自衛隊法改正を受け、00（同12）年7月、自衛隊員の再就職手続が改正された。この手続では、長官の承認の対象となる再就職の範囲¹¹を拡大し、具体的な承認基準などを定めるとともに、長官による再就職の承認状況の国会への報告義務が規定されている。また、長官は、防衛人事審議会¹²による審査結果に基づいて、就職の承認を行うこととされている。なお、昨年、長官が自衛隊員の営利企業への就職を個別に承認したのは88件（88名）である。

オ 再任用制度

再任用制度は、高齢・有為な人材の公務内における積極的活用、雇用と年金の連携の

10) <<http://www.jda.go.jp/j/info/koudou/koudou.pdf>>

11) 「長官承認範囲」は自衛隊法第62条に規定してある。

12) 中央省庁等改革における審議会の整理統廃合の方針を踏まえて、自衛隊離職者就職審査会と公正審査会の機能を統合し、01（平成13）年1月に設置した。部外有識者によって構成され、隊員の再就職に関する審査や、懲戒処分などに関する審査請求事項などの審査を行う。

再任用制度の概要

区分	事務官など	自衛官
基本的考え方	現行の定年年齢を維持した上で、60歳代前半に公務内で働く意欲と能力ある職員を再任用	現行若年退職年齢を維持した上で、退職後も自衛官として働く意欲と能力のある者を、長官が定める業務を行うポストに引き続き再任用
任用形態	・フルタイム勤務 ・短時間勤務	フルタイム勤務に限定
任期	1年以内、更新可能	・1年以内、更新可能 ・出勤などの際は、一定の期間（1年～6か月）延長可能
任用上限年齢	65歳（平成13年度から15年度においては61歳、以後、3年ごとに1年ずつ段階的に引き上げ）	
給与水準	定年退職時の年収の5～6割の水準（同一の職務の級で再任用された場合）	

確保を図るため、定年退職者などを再任用する制度である。

防衛庁・自衛隊は、この制度に基づき、本年5月末現在180名を再任用している。

カ メンタルヘルスにかかわる取組などその他の人事施策

防衛庁・自衛隊では、隊員が強い使命感を持って、わが国の防衛という崇高な任務を全うするためには、隊員のメンタルヘルス（精神的健康）¹³⁾を保持することが極めて重要であるとの認識の下、メンタルヘルスに関する様々な取組を行っている。

具体的には、00（同12）年の、部外の専門家などによる、自衛隊員のメンタルヘルスに関する施策の提言¹⁴⁾を受け、現在、部外カウンセラーの拡充や電話による相談体制の整備などを進めるほか、教育用ビデオの作成・普及を通して、隊員の意識の啓発にも努めている。

また、自衛官の自殺防止は防衛庁・自衛隊にとって喫緊の課題であるとの認識の下、03（同15）年7月に、防衛庁自殺事故防止対策本部を設置し、自殺防止施策の検討、自殺予防参考資料の各駐屯地などへの配布などを行っている。

さらに、メンタルヘルス施策の強化期間を設定し、個々の隊員の事情に配慮した指導と部内・部外カウンセラー制度の周知の徹底を図るとともに、各自衛隊などの間でのメンタルヘルス関連情報の交換・共有の促進を図っている。

このほか、メンタルヘルスに関連した喫緊の課題として、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、惨事ストレスに関する取組を防衛庁・自衛隊においても検討している。¹⁵⁾

他方、昨今、厳正な規律を保持しなければならない立場にある自衛官による凶悪犯罪をはじめとする服務事案などが相次いで発生している。このような状況は、防衛庁・自衛隊への信頼を失墜させかねないことから、防衛庁では、副長官を長として人事教育施策にかかわる課題について総合的かつ集中的に検討を進めている。

13) メンタルヘルス活動は、①精神的疾病がない、②甚だしい不安や苦悩がない、③社会規範に適応している、④自己実現がなされているといった状態を目指すものであり、個々の隊員の精神的健康を維持し、個人の資質や能力がより効果的に発揮できるように支援する諸活動である。

14) <<http://www.jda.go.jp/jj/delibe/mental/hokoku01.htm>>

15) 4章1節2,3（p229、238）参照

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

自衛隊の医官について

自衛隊の医官は、自衛隊の病院や駐屯地などに勤務して、医官としての専門技術の訓練や平素から隊員の健康管理を通して精強な自衛隊を支えている。最近では、災害派遣、国際緊急援助活動、イラク人道復興支援特措法やインド洋などにおけるテロ対策特措法に基づく活動など、自衛隊の国内外における諸活動においても重要な役割を果たしている。

第1次イラク復興支援群の医官として派遣された平山健一²等陸佐（現所属：自衛隊札幌病院小児科部長）による派遣時の感想は以下のとおりである。

「回診中のある小児病棟では、古くて磨^すりガラスのようになって中が見えなくなった保育器に赤ちゃんが寝ており、その傍らで不安げに佇^{たたず}むお母さん方を見ると何かしら悲しい気持ちになりました。後日、わが国のODAの枠組みにより供与された医療器材が到着し、赤ちゃんたちを新しい保育器に移すことができ、お母さん方は本当に嬉しそうな顔をしていました。

このような日本人の善意を、イラク人に直接伝える仕事ができ、本当に名誉なことだったと感じ、また、自衛隊医官として参加したイラク復興支援活動は、とてもやりがいのある仕事でした。」



サマーワで乳児に対する診療指導を行う平山2等陸佐

国内外を問わず、その諸活動に対する期待が高まり、自衛隊医官の重要性が改めて認識される中で、防衛庁・自衛隊は、防衛医科大学校卒業後、9年間の義務年限^{*}を待たずして退職する医官が後を絶たないという「早期退職問題」を抱えている。昨年度は、78名の医官が退職し、その内の32名が義務年限内の早期退職であった。医療技術の高度化・専門化を背景に、自衛隊医官以外の一般医師も、幅広い種類の症例経験を重ねることが求められるようになる中、健強な自衛官の健康管理を行っている自衛隊医官には、症例の種類と数が限られており、医官の早期退職が増加する原因の一つと考えられている。

「医師としての技術を維持・向上させたい。」「もっと臨床経験を重ねたい。」という自衛隊医官のやる気と熱意に応えるため、防衛庁・自衛隊では、衛生担当防衛参事官を長とする「自衛隊医官の早期退職防止等の検討委員会」を立ち上げ、解決策を検討している。

※義務年限：防衛医科大学校卒業生は、当該教育訓練を修了した後9年の期間を経過するまでは、隊員として勤続するように努めなければならない。（自衛隊法第64条の2）

2 防衛庁の組織に関する検討

新防衛大綱にもあるように、今後は、多機能で弾力的な実効性のある防衛力という考えの下、防衛力を構築していく必要がある。このような状況に対応し、防衛機能を果たし得る体制を整備するとともに、文民統制を行う防衛庁長官に対する今後のあるべき

防衛庁の組織に関する検討

項 目	中間報告の要旨
内部部局等の在り方	（防衛参事官制度の在り方） ○ 防衛参事官による長官補佐と、各局長、各幕僚長などによる長官補佐との関係を整理しつつ、防衛参事官制度が実効的に機能するよう制度を見直す。 （内部部局の改編） ○ 内部部局を任務の多様化や実運用の増大などに対処し得る体制へと見直すため、自衛隊の管理機能とともに政策立案機能も充実・強化するよう組織を改編する。
新たな取得管理組織体制の構築 （総合取得改革の推進） （本節5項において関連事項を説明）	○ 新たな脅威や多様な事態に効率的かつ効果的に対応し、かつ、将来にわたり必要な技術水準の装備品を取得するため、開発から調達、維持までのライフサイクルを通じた装備取得体制や優れた装備品を創出するための研究・評価体制を構築するよう組織を改編するとともに、取得業務に対するチェック機能（監察）の強化を図る。
施設行政の在り方 （本章3節において関連事項を説明）	○ 防衛施設の周辺地域の状況の変化（市街地化、環境問題など）や安全保障環境の変化といった新たな課題に対応するため、米軍施設行政に関する内部部局の企画立案機能を強化するとともに、防衛施設庁の米軍施設行政の担当部門と内部部局の政策部門との連携強化を図るため、組織改編を行うとともに業務処理体制を見直す。
地方組織の在り方	○ 事態対処関連法制の制定などを踏まえ、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保し得るよう、各都道府県に所在する地方連絡部及びこれを指揮監督する陸自方面総監部などの業務及び組織について見直す。
自衛官と事務官等の関係の在り方	○ 防衛庁・自衛隊は行政官庁の一つであるとともに実力組織でもあるため、自衛官と事務官などが混在することに伴う諸問題が存在する。これを改善するため、自衛官と事務官などの位置付け・役割を明らかにした上で、双方を可能な限り分離・集約するなどの基本的な考え方の下、再配置などを行う。また、現実的な業務を実施する事務官などについては、削減を求められていることも踏まえ、引き続き職員をもって充てる必要がある職務と潜在的に職員をもって充てる必要がない職務に整理した上で、後者については部外委託を追求する。

補佐体制を確立するため、昨年8月以降、「内部部局等の在り方」、「新たな取得管理組織体制の構築」、「施設行政の在り方」、「地方組織の在り方」、「自衛官と事務官等の関係の在り方」について、検討を行っている。昨年12月には中間報告を行い、原則として平成18年度に必要な組織改編などを行うよう、現在も検討を継続している。

3 教育訓練

自衛隊が、わが国の防衛をはじめとする様々な任務を遂行するためには、装備などの充実を図るだけでなく、平素から、指揮官をはじめ各隊員が高い資質と知識・技能を保持するとともに、部隊としても高い練度を維持し、いかなる場面でも実力を発揮できる態勢にあることが必要である。これは、各種事態における自衛隊の迅速・的確な対処を可能とすると同時に、わが国への侵略を意図する国に対し、それを思いとどまらせる抑止力としての機能をも果たす。

教育訓練は、このような人的な面で自衛隊の任務遂行能力を強化するための最も重要な基盤である。このため、自衛隊は、種々の制約の中、事故防止などの安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊を練成するとともに、即応態勢の維持・向上に努めている。

なお、自衛隊では、教育を受け訓練を行った後、更に高度な教育を受けた上で訓練を行うなど、教育と訓練の質を高めながらこれらを繰り返すことにより、隊員の知識・技能及び部隊の練度の向上を図ることとしている。

自衛官の教育

(1) 教育の現状

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行にとって不可欠な要素である。このため、自衛官は、自衛隊の学校や教育部隊などで、次のような教育を受けている。

ア 入隊直後の基礎教育

入隊後、例えば、任期制自衛官は3～5か月、一般幹部候補生は5～12か月の比較的長期にわたり、自衛隊の学校や教育部隊などで基礎教育を受ける。そこで、自衛官として必要な資質¹⁾を涵養^{かんよう}し、基礎的な知識・技能を修得する。

イ 在職期間全体を通じた教育²⁾

部隊などに配属された後も、それぞれの階級、職務に必要な資質を涵養し、知識・技能を向上させるため、在職期間全体を通じ、段階的かつ体系的な教育が行われる。

ウ 資質と知識・技能の養成を目的とした教育

自衛官教育では、使命感の育成と徳操の涵養、装備の近代化に対応する知識・技能の修得、体力・気力の維持・向上、統率力ある幹部の養成といった事項を重視し、職務の遂行に必要な資質の養成や知識・技能の修得を目的とした教育を行っている。

エ 多種多様な教育

自衛官は、専門の知識・技能を更に高める必要がある場合や、それらを自衛隊内で修得するのが困難な場合など、海外留学を含め、部外教育機関、研究所などで教育を受けており、その履修は、幅広い分野に及んでいる。また、中堅幹部に対して、自衛隊以外の人々との交流を通じて幅広い視野を広げるため、国内企業で1年程度の研修などを行っている。

こうした教育や研修は、自衛官を受け入れている大学院や大学、専門学校、企業など

1) 資料第52 (p402) 参照

2) 資料第53 (p403～404) 参照

3) 昨年度の部外教育の協力先機関は、国内では筑波大学、東京工業大学など、海外では米国防大学、ハーバード大学など

留学生受け入れ施策の概要

施 策	概 要
授業料の徴収免除	委託国が開発途上国（タイ、シンガポール、韓国などの15か国）、相互主義を採用している国（ドイツなどの3か国）や長官が特に必要があると認めた国（米国など3か国）からの留学生には、授業料の徴収を免除している。
日本語教育の実施	防衛大学校（本科及び理工学研究科）への留学生に対し、日本語教育を実施
留学生負担経費の軽減	① 防衛大学校本科及び陸・海・空幹部候補生学校への留学生については、委託国が開発途上国及び相互主義の国である場合は、食事を無料支給し、かつ宿舍費や維持費の徴収を免除している。 ② 防衛大学校への留学生については、委託国が開発途上国及び相互主義の国である場合は、制服の無料支給又は貸与を行っている。
医療費の徴収免除	開発途上国及び相互主義の国からの留学生が、自衛隊の病院又は医務室で診療を受けた場合の診療経費の徴収を免除している。
外国人留学生施設の借上げ	防衛大学校などにおいて、開発途上国や相互主義の国からの留学生に対し、民間宿舍を借り上げ、家族帯同用宿舍として提供
外国人留学生施設の建設・提供	家族帯同留学生及び短期研修に参加する外国人のため外国人留学生施設を建設し、宿舍を提供している。
教育訓練履修給付金の支給	一定の開発途上にある地域の政府から委託された留学生に対し、教育訓練の履修を支援するための給付金を、予算の範囲内で支給している。

4) 防衛高等学校でも、全学生が希望に応じ履修できる機会を得られるよう、第二外国語教育にアラビア語を追加した。

5) 資料54 (p404) 参照

の理解や協力の下に行われており、今後も隊員の資質と知識・技能を更に高めるために、部外との教育機関や企業から積極的な協力が得られるよう努力している。

(2) 時代に適合した教育のための取組

近年、自衛隊では、国際社会での活動の機会や諸外国とのかかわりの増大にかんがみ、前述の教育に加え、英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語などの外国語教育を行うとともに、外国に対する理解を深めるため、留学生を受け入れている⁵。また、国際平和協力業務のための教育訓練の一つとして、国連平和維持活動への参加実績が豊富な北欧諸国などで実施される研修に幹部自衛官を派遣している。

さらに、装備品の近代化などに伴い、自衛官は、幅広い分野の高度な知識や技能が要求されるようになっており、そうした知識・技能を修得するための教育も行っている。

隊員個々の訓練と部隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務の練度向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な行動を練成することを目的とした部隊の訓練とに大別される。



北海道大演習場における陸自戦闘訓練

隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から、大部隊へと規模を拡大しつつ訓練を積み重ね、総合的な能力の発揮を目標として行う。また、自衛隊では、わが国の防衛のための訓練に加え、近年、周辺事態への対応、不審船や武装工作員などによる事態への対処、大規模テロに際しての自衛隊の施設の警護など、自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも努めている。

各自衛隊の部隊訓練の概要は次のとおりである。

(1) 陸上自衛隊

陸自では、普通科（歩兵）、特科（砲兵）、機甲科（戦車・偵察）などの各職種ごとの部隊行動の訓練、他の職種部隊と協同した訓練、普通科部隊などに他の職種の部隊を配属して総合戦闘力を発揮できるようにした部隊の訓練を通じて、練度の向上を図っている。

こうした訓練は、可能な限り実戦に近い環境下で行うよう努めている。⁶

また、連隊・師団レベルの指揮・幕僚活動を効果的に演練するための、コンピューターを主体とした統裁支援システム⁷を備えた指揮所訓練センター⁸や、それ以下の規模の部隊（中隊レベルなど）に係る訓練を効果的に行うための、レーザーやコンピューターなどを使用した交戦訓練装置⁹を備えた富士訓練センター、市街地訓練場を運用している。この様な施設で訓練を行うことにより、部隊としての実戦的な感覚を身につけさせるとともに、客観的・計数的な評価を行い、部隊の練度の向上を図っている。

このほか、師団規模の大部隊の長距離機動能力を向上させる北方機動特別演習¹⁰など、総合的な訓練を行っている。

(2) 海上自衛隊

海自では、周期訓練方式をとっている。これは、要員の交代や艦艇の修理・検査の時期を見込んだ一定の期間を一つの周期としてとらえて、その周期の中に配したいくつかの訓練期間を使って段階的に練度を向上させる方式である。

6) 例えば、訓練に参加する航空機は、実際に爆弾を投下しないが地上で爆弾を爆発させるなどして、あたかも航空攻撃が行われたかのように模擬する形で行っている。

7) 入力された部隊の行動をコンピューターにより審判し、状況の付与や記録を行うシステム

8) 同センターにおいては、実動訓練の制限を受ける連隊・師団などの司令部の戦闘実行場面での指揮・幕僚活動を単独又は対抗方式により、輕易に演練することができ、また、これまで隊員が行っていた審判、状況付与、訓練の記録などをコンピューターを活用して行うことにより、実際の指揮所訓練を従来の2分の1程度の支援人員で行っている。

9) レーザーとセンサーを使用し、実弾を使用することなく交戦結果が得られる装置から個々の交戦データをコンピューターなどを用いて集積・活用し、訓練の統裁・評価ができるシステム

10) 本年度より、「協同転地演習」と呼称

訓練の初期段階では、戦闘力の基本単位である艦艇や航空機ごとのチームワーク作りを主眼として訓練を行う。その後、練度の向上に伴って応用的な部隊訓練へと移行し、部隊規模を拡大しながら、艦艇相互、艦艇と航空機間の連携の訓練などを行っている。さらに、より大きな部隊間での連携ができるよう、海上自衛隊演習などの総合的な訓練を行っている。

(3) 航空自衛隊

空自は、戦闘機、地対空誘導弾、レーダーなどの先端技術の装備を駆使する集団である。このため、訓練の初期段階では個人の専門的な知識や能力を段階的に引き上げることが重視しつつ、戦闘機部隊、航空警戒管制部隊、地対空誘導弾部隊などの部隊ごとに訓練を行っている。この際、隊員と航空機などの装備品が一体となり、それぞれが有効に機能し部隊の持つ総合的な力を発揮させることを目指している。練度が向上するにしたがって、これら部隊間の連携要領の訓練を行っている。さらに、航空輸送部隊や航空救難部隊などを加えて、防空を主体とする航空総隊総合演習などの総合的な訓練を行っている。



艦隊機動訓練を行う海自護衛艦



空中戦闘訓練を行う空自戦闘機（F-15）

各自衛隊の主要演習実績（平成16年度）

演習名	期間	場所	主要参加部隊	概要
陸上自衛隊 北方機動 特別演習 (実動演習)	2004.5.31 ～7.9	東北方面隊 ～北部方面区 (矢臼別演習場)	第6師団基幹 人員 約3,000名 車両 約950両	師団規模での実動演習、長距離機動能力の練成など
海上自衛隊 海上自衛隊演習 (図上演習)	2004.9.27 ～10.1	海上自衛隊 幹部学校（目黒）	海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、各地方総監部及び補給本部など 人員 約400名	海上作戦における各級指揮官の情勢判断、部隊運用、共同／協同連携要領について演練
航空自衛隊 航空総隊 総合演習 (指揮所演習)	2004.10.12 ～10.16	航空総隊司令部 (府中) など	航空総隊など 人員 約2,600名	武力攻撃予測事態から武力攻撃事態における一連の指揮・幕僚活動の演練

統合訓練

わが国への武力攻撃があった場合などに、自衛隊が、その能力を最も効果的に発揮するためには、平素から陸・海・空自衛隊の統合運用の訓練を積み重ねておく必要がある。このため、自衛隊は、従来から2以上の自衛隊が協同する統合訓練を行い、その内容の充実を図ってきている。統合訓練は、機能別訓練¹¹、作戦別訓練¹²、統合演習¹³に区分される。

このうち、統合演習は、統幕が計画の立案と実施を担当しており、統合防災演習¹⁴や米

11) 各自衛隊の部隊と統幕幕僚会議事務局などが行う、通信、情報、後方補給などの機能ごとの統合運用について練成する訓練

12) 空地作戦、海空作戦など個々の作戦での部隊などの統合運用について練成する訓練

13) 全般的な対処構想に基づき、各自衛隊の部隊と統幕幕僚会議事務局などの統合運用について練成する訓練

14) 3章1節5（p181）参照

15) 2章5節2 (p139) 参照

軍を加えた日米共同統合演習¹⁵を行っている。なお、平成17年度日米共同統合演習（指揮所演習）は、平成17年度末の統合運用体制への移行に向けた準備を目的として行う予定である。

統合演習実績（平成16年度）

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
日米共同 統合演習 (実動演習)	16.11.10 ～11.19	(1) 自衛隊、米軍 の施設 (2) 岩手山演習場 (3) わが国周辺 海・空域	統幕、陸・海・空幕僚 監部、各方面隊、第1 ヘリコプター団、自衛 艦隊、各地方隊、航空 総隊、航空支援集団な ど 人員 約11,300名 艦艇 約30隻 航空機 約210機	在日米軍司令部、在日 米各軍司令部、テキサ ス州兵第36歩兵師団、 第7艦隊、第5空軍、 第3海兵機動展開部隊 など 人員 約4,400名 艦艇 約10隻 航空機 約50機	連携要領の 演練

教育訓練の制約と対応

(1) 陸上自衛隊

訓練を行う演習場や射場のある場所は地域的に偏っており、また、その数や広さも十



米国で射撃訓練を行う陸自特科部隊
(多連装ロケットシステム)

分でないため、大部隊の演習や戦車、対戦車ヘリコプター、ミサイル、長射程の火砲の射撃訓練などを十分にできない状況にあり、装備の近代化に伴いこの制約は大きくなる傾向にある。また、演習場や射場の周辺地域の都市化に伴う制約も年々増えている。

こうした制約に対応するため、師団レベルの実動演習を北海道などの大規模な演習場まで移動して行うなど、限られた国内演習場を最大限に活用している。また、射程が長く国内では射撃できない地対空誘導弾（改良ホーク）や、地対艦誘導弾のほか、国内ではその機能を十分に発揮した状態で射撃できない対戦車ヘリコプター、多連装ロケットシステム¹⁶、戦車などの実射訓練を米国で行っている。

16) 広域目標を瞬時に撃破、制圧することを目的とした遠距離多連装地対地ロケットで、92（平成4）年から調達を開始した。

17) 敵の電磁波を探知し、これを逆用し、あるいは、その使用効果を低下させ、又は無効にするとともに、味方の電磁波の利用を確保する活動のこと

(2) 海上自衛隊

国内には、実戦に近い厳しい電子戦¹⁷環境下での訓練ができる海域・空域や、ミサイル・魚雷発射訓練の評価ができる大規模な施設などがないことから、国内では得られない訓練環境が確保できるハワイ沖などで訓練を行っている。

また訓練海域は、水深などとの関連から、使用できる場所や時期などに制約がある。特に、掃海訓練、潜水艦救難訓練などに適した比較的浅い海域は、一般船舶の航行や漁船の操業などと競合するため、むつ湾や周防灘^{そうかい}などの一部に限られる。このため、短期間により多くの部隊が訓練成果を上げられるような計画を作り、効率的な訓練に努めている。

(3) 航空自衛隊

国内の訓練空域は、十分な広さがなく高速で飛行する戦闘機の特性を最大限発揮した

訓練などが実施できない。このため、組織的な行動を伴う実戦的な訓練に制約を受ける。訓練空域と多くの基地との往復には長時間を要し、また、電子戦訓練を実施する場合には、電波の干渉防止などの観点から制約があるなどの問題もある。

さらに、多くの基地においては早朝や夜間の飛行訓練に制約があり、また、ミサイルなどの射場についても、発射可能な射場が限定され、訓練に制約を受けている。

このため、従来から、国内では得られない訓練環境を確保できる米国で、地対空誘導弾（ペトリオット）の実射訓練を行うほか、グアムにおける日米共同訓練を実施している。

また、03（同15）年度からは、米空軍演習（コープサンダー演習）¹⁸にF-15戦闘機とE-767早期警戒管制機を参加させ、空域や電波使用などの制約のほとんどない環境下で日米共同訓練を行っている。



アスロック（対潜ロケット）発射訓練を行う護衛艦



アラスカ上空を飛行する空自機と米空軍機

安全管理

自衛隊の任務が、わが国の防衛などであることから、その訓練や行動に危険が伴うことは避けられない。

しかし、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命などを失うことにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。

近年では01（同13）年に、島松射撃場（北海道）における空自のF-4戦闘機の機関砲誤発射事故、白河布引山演習場（福島県）における陸自のりゅう弾砲場外弾着事故などが起こり、防衛庁・自衛隊は、それぞれの事故原因の徹底的な究明を行い、これらから得た様々な教訓を全国の部隊に徹底するとともに、訓練実施に伴う安全管理と事故発生時の連絡態勢確保に努めてきた。¹⁹

こうした中、本年3月には北海道大演習場において陸自自走120mm迫撃砲弾の落達未確認という一歩間違えれば住民等の生命及び財産に危険を及ぼしかねない事案が発生し、また、本年4月には空自救難搜索機（MU-2）が訓練飛行中、新潟県御神楽岳に墜落し隊員4名が殉職した。それぞれの事案について、本年5月末現在、原因の究明、再発防止策の検討などを行っている。

安全管理は、不断の見直し、改善が不可欠であり、防衛庁・自衛隊が一丸となって取り組むべき重要な課題である。

防衛庁・自衛隊では、今後も、平素からの航空機の運航や射撃訓練時などにおける安全確保に最大限留意するとともに、海難防止や救難のための装備、航空保安無線施設の整備なども進めていくこととしている。

¹⁸ 米空軍演習（コープサンダー演習）には、平成8年度からほぼ毎年、C-130H輸送機や基地防空隊などを参加させてきた。

¹⁹ いずれも地元に対する今後の安全管理などの説明を行った。また、02（平成14）年11月に、白河布引山での実弾射撃訓練を、続く03（同15）年9月に、島松射撃場における射撃訓練を再開した。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

航空管制業務に従事する隊員の声

小牧管制隊

3等空佐

廣田浩己

空自小牧基地に隣接する愛知県名古屋飛行場（小牧市）に所在し、中部国際空港（通称セントレア）開港に伴って国土交通省より飛行場管制業務などを引き継ぐため新設された小牧管制隊について、部隊建設に従事した際の苦労話などを廣田3等空佐に聞きました。

Q1：本任務に従事して良かった事について

部隊新設に先立ち、国土交通省名古屋空港事務所の管制業務研修において、国土交通省の管制官から熱意ある実務訓練（OJT）On the Job Trainingを受けることができたこと、また、それに伴い国土交通省及び防衛庁の管制官が互いに尊敬し合い、心を開いて話す機会に巡り会え、強固な人間関係を構築することができたこと。さらに、準備業務当初から部隊建設のため集まってきた小牧管制隊員の一人ひとりがあらゆる苦難にも立ち向かい、皆とともに引継業務を完遂できたことです。



飛行場管制業務に従事する廣田3等空佐（中央）

Q2：本任務で苦労したことについて

03（平成15）年5月に一人で小牧基地に臨時勤務することになりましたが、防衛庁が管制業務を担当するに当たり、国土交通省及び防衛庁の合意がなかなか成立しないため後続の要員が招集されない時期が続き、管制官訓練が始められない状況にありました。しかし、臨時勤務先の第1輸送航空隊の隊員及び管制官の古里である第5術科学校の教官（自衛官）から多大な支援を受け、貴重な経験が出来たことは私の人生の中でも最大の宝であります。

Q3：勤務中のエピソードについて

名古屋飛行場開港当日（本年2月17日）の朝、徹夜での準備の後、初日第一便の管制を担当しました。その際以下のような管制交信を行いました。管制官「貴方が県営名古屋飛行場から出発する最初の航空機です。気を付けて行ってらっしゃい。」操縦士「ありがとうございます。今後とも宜しくお願いします。皆様に期待しています。』『皆様に期待します。』という応答で徹夜準備の疲れが一気に解消されました。

4 情報通信能力などを強化するための取組

防衛庁・自衛隊における情報通信は、指揮中枢と各自衛隊の各級司令部、末端部隊に至る指揮統制のための基盤であり、いわば「神経系統」というべきものである。

この点に関しては、昨年12月に策定された新防衛大綱においても重要視しており、情報通信能力などを強化するための取組は、自衛隊の任務遂行能力に直結する取組でもある。

情報通信技術（IT）革命への対応

近年のコンピューターなどの情報通信技術の発展と普及は、インターネットに代表さ

れるような新たな形態の情報の流れを生み出し、個人、組織を問わず情報の取得、発信、活用能力が飛躍的に進歩している。

これらが社会全般に多大な変化を促し、一般的に、情報通信技術革命といわれている。

防衛庁・自衛隊も、この変化に対応し、防衛力を支える新たな基盤である情報通信技術にかかわる組織や業務をどのように改革するかが喫緊の課題となり、00（平成12）年に、取り組むべき施策の全体像と方向性を示し、各種の施策を一体的、体系的に推進するため、「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命への対応に係る総合的施策の推進要綱（IT要綱）」¹⁾を公表した。

IT要綱において、情報優越²⁾を追求し、防衛力の統合的かつ有機的な運用を可能とする基盤を体系的に構築するために、①高度なネットワーク環境の整備、②情報通信機能の強化、③情報セキュリティの確保を中核とする3つの施策として、それらの具現化を進めてきた。

これまでの取組の状況は、次のとおりである。

(1) 高度なネットワーク環境の整備

情報の共有による自衛隊の統合的かつ有機的な運用態勢を強化するための全自衛隊共通のネットワークである防衛情報通信基盤（DII）³⁾の稼働状況やセキュリティの常時監視などの業務を行う防衛情報通信基盤（DII）管理運営室を統幕事務局に03（同15）年3月設置し、オープン系の運用を開始した。また、平成14年度に設計に着手したクローズ系の運用を昨年度末に開始し、DII全体の運用を開始した。

さらに、02（同14）年度から、コンピューター・システム共通運用基盤（COE）⁴⁾の設計・構築を開始し、昨年3月、統幕事務局にCOEの管理・更新などの業務を行うコンピューター・システム共通運用基盤（COE）管理室を設置し、昨年度から対象とするシステムにソフトウェア基盤であるCOEの活用を開始している。

(2) 情報通信機能の強化

03（同15）年3月、戦闘様相の迅速化などに対応して、防衛庁中央において適時、適切かつ総合的な指揮体制を確保するため、陸・海・空自衛隊の各種指揮システムとオンライン接続してデータの集約処理を行う中央指揮システム（CCS）⁵⁾の整備が完了した。昨年度は、中央指揮システムをDIIに接続することに伴い必要となるシステムの改修などを行った。

また、陸・海・空自衛隊の各種指揮システムの整備について、その充実を図りつつ統合化に向けた整備を促進している。

(3) 情報セキュリティの確保

コンピューターを活用した防衛庁・自衛隊の情報通信基盤をサイバー攻撃から防御するため、①システムそのものの安全性の向上（ファイアウォールの導入など）、②システムの防護能力の向上（防護部隊による常時監視など）、③システムの管理・利用のための規則の整備、④システムの管理者、利用者などの能力向上、⑤関係機関とのセキュリティ情報の共有など、⑥最新のサイバー対処技術などの調査・研究を実施しているとともに、政府の取組に積極的に貢献している。例えば、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）に要員を派出しているほか、総務省と経済産業省が所掌する暗号技術検討会等（CRYPTREC）⁷⁾への支援などを行っている。

National Information Security Center
Cryptography Research & Evaluation Committees

1) 〈<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/it/youkou/index.html>〉

2) 情報の認知、収集、処理及び伝達を迅速かつ確に行うことについて相手方に優ること

3) 防衛庁・自衛隊のコンピューター・システムは、これまで各機関又は各業務ごとに整備されてきたため、自衛隊を横断した全体としてのネットワーク化がなされておらず、異なる機関間、システム間におけるデータの共有や交換が困難な状況にあったため、平成13年度から、既存のネットワークを集約一元化するDIIの構築に着手した。

4) コンピューター・システムの標準化・共通化による情報共有の推進、各種システムにおける重複開発防止（コスト抑制）、最新の技術の取込の容易性向上などを目的とした基盤的ソフトウェア群

5) 政府は、00（平成12）年に政府部内における取組の強化、国際的な連携の強化などを主な内容とする「ハッカー対策等の基盤整備に係る行動計画」を策定するとともに、同年、いわゆるサイバーテロなど情報通信ネットワークや情報システムを利用した、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があるいかなる攻撃からも、情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体を含む。）といった重要インフラを防護することを目的とした「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画」を策定した。

6) 「サイバー攻撃」の定義は、必ずしも定まったものはないが、「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画」では、「情報通信ネットワークや情報システムを利用した電子的な攻撃」と定義している。

7) 「暗号技術検討会」、「暗号技術監視委員会」及び「暗号モジュール委員会」による暗号技術の評価などの活動を実施しているプロジェクトの総称

今後の情報通信政策（アクションプラン）

（1）目的など

統合運用の推進や国際平和協力活動の円滑な遂行といった自衛隊の新たな運用ニーズに対応するため、IT要綱に基づき構築した情報通信基盤を生かしつつ、より広範・機動的な情報通信態勢を構築することが課題となっている。

このため、新中期防衛力整備計画においては指揮通信能力などの強化に係る5つの政策目標を設定し、内外の優れた情報通信技術に対応した高度な情報通信態勢の構築を推進している。

（2）5つの政策目標

ア 指揮命令ライン（縦方向）の情報集約・伝達の充実

指揮官から展開部隊までの情報共有の実現

イ 部隊レベル（横方向）の情報共有の推進

陸海空部隊間の直接通信の実現

ウ サイバー攻撃対処態勢の構築

全庁的なサイバー攻撃対処態勢の強化

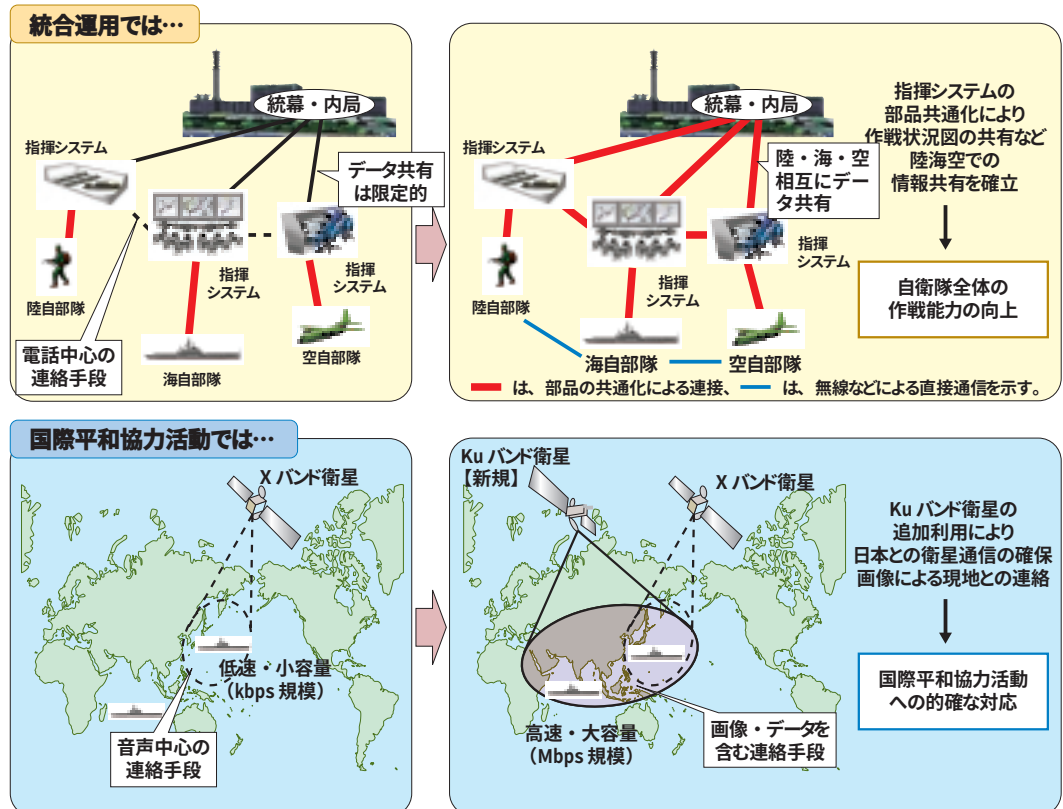
エ 外部との情報共有の推進

国内関係機関との情報共有の迅速化・充実強化など

オ 各種通信インフラの充実

通信の広域化・迅速化・大容量化の実現

新たな情報通信態勢のポイント（イメージ図）



その他の関連施策

(1) 業務全般の情報化への対応の推進

調達・補給、教育訓練、衛生などあらゆる分野で情報化を進めるため、防衛庁中央OAネットワーク・システムの運用など防衛行政の情報化を推進しており、昨年度からCALS/EC⁸⁾の運用を開始している。

Continuous Acquisition and Life-cycle Support/Electronic Commerce

また、新たな情報通信技術の導入に当たっては、業務遂行を含む組織文化を変革するなど隊員の意識改革が強く必要とされるため、それへの対応も進めている。

(2) 人的・技術的基盤の整備

ITを駆使した教育用器材や教育管理用器材の整備、IT教育用器材の取得など、高い能力を有する人材の育成・確保や情報通信技術を装備品などに取り込むための技術的基盤の整備を行っている。

(3) 民生品の活用など

不断に進歩する情報通信技術に対応するためには、コマーシャル・ベースの技術・製品の導入などによりシステムを構築するほか、事業・計画を柔軟に見直すことが必要である。

8) 装備品などのライフサイクルを通じた情報を電子化／データベース化などによって共有し、装備品などのライフサイクルコストの低減、開発や調達の所要期間の短縮、品質の向上などを目指す取組

5 総合取得改革の推進

防衛力の整備、維持及び運用に際しては、装備品などを効果的かつ効率的に取得することが必要である。防衛庁では、効率的な調達補給態勢の検討と整備を行うことを目的として、96（平成8）年に取得改革委員会を設置し、98（同10）年に同委員会での検討結果を取りまとめた¹⁾。

また、調達実施本部をめぐる背任事件²⁾を受け、透明で公正な調達制度の構築を図るため、98（同10）年、防衛調達制度調査検討会を開催するとともに、同年、防衛調達改革本部を設置し、99（同11）年、「調達改革の具体的措置」³⁾をまとめた。

これらに基づき、防衛庁では、調達制度・機構の改革、隊員の再就職のあり方の見直しなど⁴⁾に関する各種の改革施策を推進してきた。⁵⁾

さらに、これまで取り組んできた調達制度・機構の改革などの成果を踏まえつつ、最近の軍事科学技術の発展などに伴う環境の変化に対応し、研究開発から調達・補給・ライフサイクル管理などに関する抜本的な改革を進めるとともに、わが国にとって真に必要な防衛生産・技術基盤の確立を図るため、03（同15）年9月に、取得改革委員会及び防衛調達改革本部を廃止し、防衛庁長官を委員長とする総合取得改革推進委員会を設置した。本委員会においては、①装備品などの調達・補給・ライフサイクル管理の合理化・効率化、②研究開発態勢の見直し、③真に必要な防衛生産・技術基盤の確立という三つのテーマについて幅広い検討を行い、この検討を一過性に終わらせずフォローアップを行うとともに、これを公表することとし、昨年7月及び本年3月に、その取組の状況について中間的な取りまとめ⁶⁾を行った。

これらに関し、新防衛大綱において、「装備品等の取得に当たっては、その調達価格を含むライフサイクルコストの抑制に向けた取組を推進するとともに、研究開発について産学官の優れた技術の積極的導入や重点的な資源配分、適時適切な研究開発プロジェクトの見直しなどにより、その効果的かつ効率的な実施を図る。また、わが国の安全保障上不可欠な中核技術分野を中心に、真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努める。」こ

1) 「取得改革調査委員会報告書」
〈<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/shotatu/roa9806.pdf>〉

2) 調達実施本部元幹部ら（当時）が、防衛庁から多額の過払いを受けていた企業2社からの返還処理にあたり、企業関係者と共謀の上、94（平成6）年から95（同7）年にかけて、会計法令などに違反して返還額を不正に減額し、国に損害を与えた。

3) 〈<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/shotatu/soti/index.html>〉

4) 本章本節1（p286）参照

5) 「防衛調達の現状について」
〈http://www.jda.go.jp/j/library/archives/sougousyutoku/17.3_b.pdf〉

6) 「総合取得改革の推進」
〈http://www.jda.go.jp/j/library/archives/sougousyutoku/17.3_b.pdf〉

ととされており、ここでは、その取組の現状について説明する。

新たな取得施策などの推進

(1) 装備品のライフサイクル全体を通じての取得施策の推進

ア 装備品のライフサイクルを通じての取得業務の一元管理への取組

装備品の取得に関しては、高い即応性を保持するための装備品の可動率の向上、ライフサイクルコスト抑制と価格効率性の向上、技術革新の進展を踏まえた装備品の研究開発などがより一層求められており、内部部局及び陸・海・空幕僚監部の取得関係部署、契約本部、技術研究本部、補給本部・補給統制本部、補給処や試験などを担任する部隊などのそれぞれが持つ情報やノウハウ・経験などの交換などをより活性化し、装備品をライフサイクルを通じて適切に管理することが必要となっている。

このため、取得業務については、組織横断的なプロジェクトチーム（IPT）を設置し、その統括者（PM）の下に、プロジェクト全般の情報を集約し、防衛構想との調整を図りながら、装備品のライフサイクルを通じて各種業務を一元的に管理する、いわゆるプロジェクト管理による装備品の取得を行うこととし、プロジェクト管理による装備品の取得に向けた所要の検討を行うとともに、一部装備品についてIPT／PMによるプロジェクト管理を試行し、IPT／PMによるプロジェクト管理の対象装備品などの範囲、方法、権限、手順などを確立することとしている。

また、装備品の取得業務を一元管理し、装備品のライフサイクルを通じた機能・性能、スケジュール、コストの最適化を図るため、装備品の取得関連組織について、次のような方向で検討を行っている。

- ① 開発から調達、維持、廃棄までのライフサイクルを通じた装備取得体制の構築（契約本部の契約・契約管理機能、原価計算部の原価管理機能、技術研究本部の開発機能、管理局の補給管理機能を装備取得新組織として統合・再構築）
- ② 優れた装備を創出するための研究・評価体制の構築（技術研究本部の先進技術研究部門及び技術評価部門を充実）
- ③ 取得業務に対するチェック機能の強化（取得組織の業務に対する外部からのチェック機能として内部部局の調達監察機能を強化）

イ 品質、スケジュール、コストについて最大のパフォーマンスを得るための調達システムの確立

企業における装備品の生産管理手法の改善などを促すための活動や集中取得に取り組むとともに、装備システムの選定方法のあり方、民間活力を最大限活用する契約制度のあり方、契約にかかわる諸課題の解決に向けた検討を行っている。

ウ 必要な時に必要なものを低コストで部隊に提供するための補給システムの確立

補給機能の向上を図るための補給システムの改善、標準化の推進、電子タグ（RFID）の活用に向けた検討を行っている。

エ 調達業務の効率化や装備品の品質向上などに向けた取組

調達業務の電子化の推進、装備品の品質向上に向けた活動、FMS調達⁷⁾の改善、防衛庁向け債権流動化⁸⁾の促進に取り組むとともに、迅速な調達補給を実施するための措置や艦船の建造方法の見直しなどについて検討を行っている。

オ グローバルな対話を通じた諸外国との取得・補給面での連携の強化

欧米諸国における取得・後方に係る対話・国際協力、武器システム支援フォーラム

7) 日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から装備品など及び役務を調達すること

8) 昨年度は約568億円の債権譲渡を承認した。

なお、制度の詳細については「防衛庁向け債権の流動化（債権譲渡）について」参照（<http://www.cco.jda.go.jp/pdf/SAIKEN.pdf>）

(WSSF) や日米ロジスティックス協議への参加、フランスなどとの交流など、グローバルな対話を通じて諸外国との間の取得・補給面での連携を強化していく。

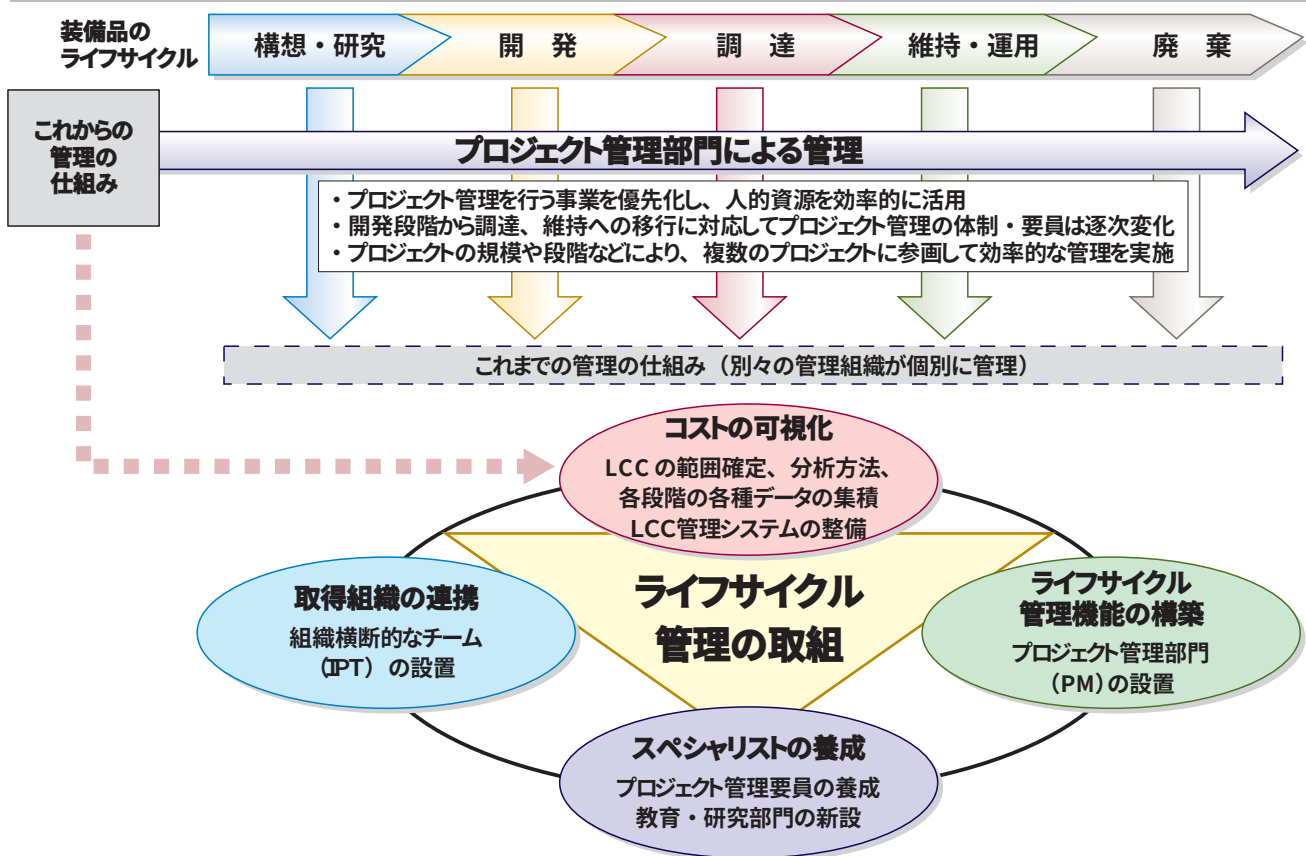
(2) 取得の透明性・公正性の向上

取得の適正性を確保する有効な方法の一つは、取得事務の透明性を高めることであるとの認識の下、随意契約の透明性の向上、原価監査及び制度調査の強化、調達業務の相談体制の充実に取り組むとともに、調達監察業務の強化について検討を行っている。

(3) 職員の資質の向上

総合取得改革の各々の事業を着実に進展させていくためには、限られた職員一人一人の資質の向上を図る必要があり、このため、契約本部における電子教育システムの導入、装備品のプロジェクト管理を推進するための専門家の育成、企業経営や生産管理のノウハウを有した人材の確保といった取組を行っている。

装備品のライフサイクル管理の実現に向けての取組



※LCC：Life Cycle Cost（ライフサイクルコスト）

防衛生産・技術基盤の充実強化

防衛産業は、わが国の安全保障の一翼を担う重要な産業である。したがって、「質の高い装備品を短期間で、安く、取得する」ためには、わが国において、装備品を設計・製造・維持する能力を持つ防衛生産・技術基盤を平素から確保しておくことが必要不可欠である。この基盤を維持することは、仮に海外から装備品を調達する場合にも、相手国との交渉力を確保し、出来る限りわが国に有利な条件で装備品を取得することを可能とする観点からも有効である。

欧米の防衛産業は、冷戦後の環境変化や技術革新に起因する変化に対応するため、事業の集約化や中核事業への集中投資を行い、生き残りを図ってきた。特に欧州諸国では、

9) 資料56、57（p405～406）参照



開発の進む国産航空機の実物大模型（次期海自哨戒機）



開発の進む国産航空機の実物大模型（次期空自輸送機）

自国内の受注減や技術開発期間の短縮化に対応するために、国際的な共同開発や共同生産を積極的に行っている。

わが国においても、わが国一国のみでは必要とされるすべての軍事科学技術の分野において欧米の技術開発スピードに対応し、優れた装備品を開発・生産することは益々困難になってきている。

他方、わが国は、民生分野において世界でも先端的な性能を実現する技術力や高い信頼性の製品を製造する生産能力を有しており、これらの技術を既存の防衛技術と適切に組み合わせることやデュアルユース技術（両用技術）¹⁰を活用していくことで、質の高い装備品を生み出す技術を確立していくことは可能である。

こうした状況を踏まえ、わが国において、「真に必要な防衛生産・技術基盤の確立」を図るべく、次の2点について検討することとしている。

- ① 中長期的にわが国の安全保障上、中核となるものであり、防衛庁として重点を置いて維持・育成すべき生産基盤・技術基盤の分野の明確化（「選択と集中」）
- ② 生産基盤・技術基盤を維持・育成する方策の確立

6 技術研究開発の充実

近年の景気後退、防衛装備品の調達額の抑制傾向に伴う技術者削減など、防衛産業における研究開発環境の変化により、防衛庁の研究開発の円滑な実施に支障をきたしかねない状況にある。このような中で、より一層効果的・効率的な研究開発を行うとの観点から、01（平成13）年6月に今後の技術研究の実施のあり方や研究開発体制の見直しなどの方向を示した研究開発ガイドライン¹⁾を策定した。

研究開発ガイドラインにおいては、優れた民生技術を積極的に導入・応用する一方、民間技術力のみには依存できない技術分野については、適切な基盤の維持・育成を図ることや、わが国の独自性を必要とする技術分野については、引き続き自主的な取組を行う一方、米国との技術協力を行うことなどの基本的な考え方を示しているほか、防衛技術分野で重点的に取り組むべき分野、研究開発実施の多様化などについても示している。

防衛庁は、この研究開発ガイドラインをも踏まえつつ、防衛力の主要な構成要素である装備品などの開発や、将来の戦闘様相において敵を優越する装備品を生み出すための最先端技術に関する研究を推進してきた。

さらに、この研究開発ガイドラインに示された内容を進化させるべく、「防衛力の在り方検討会議」や総合取得改革推進委員会においても、今後の研究開発のあり方を検討した。この中で、①中長期的視点に立った技術戦略の策定、②最新技術などへの弾力的な対応のための新たな研究開発手法の導入、③科学技術の著しい発展を踏まえた民生技術の積極的な導入、④事業の見直しを行う制度の実効性の確保などを推進することとしている。

¹⁰ デュアルユースの評価については、総合科学技術会議「安全に資する科学技術のあり方」（中間報告）（平成17年4月13日）参照
<<http://www8.cao.go.jp/cstp/project/anzen/haihu06/sankou6-1.pdf>>

¹⁾ 「研究開発の実施に関わるガイドライン」
<<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/kenpatu/index.html>>

技術研究本部で研究中の最先端技術

分類	項目名	概要	開始年度	終了予定年度
航空機	実証エンジン	将来の超音速戦闘機の推進装置として不可欠なアフターバーナー付高性能ターボファンエンジンに関する技術	95	13
	高運動飛行制御システム	エンジンの推力偏向制御と飛行制御を統合して高運動飛行制御技術の確立を図る技術、及び航空機の高運動性とステルス性を両立させるための機体形状技術	00	08
誘導武器	ミサイルシミュレーター(改)	ミサイル誘導制御技術の高度化に対応して、各種誘導弾の誘導技術評価のために必要とされるシミュレーション機能向上のための技術	01	08
	地上誘導方式	将来の経空脅威対処を可能とし、かつ従来目標への対処能力を向上させた将来の対空ミサイル用地上誘導システムに関する技術	03	07
	GPS/INS複合誘導方式	GPS(全地球測位システム)とINS(慣性航法装置)の複合処理により誘導弾の位置や速度などの精度を向上させる技術	03	05
火器・車両	高精度化弾薬システム	りゅう弾砲から発射される砲弾に飛翔位置を測定する機能を組み込んで、飛翔中の弾道を測定する技術、及び砲弾の先端に取付けた抵抗翼により弾道を修正する技術	00	06
艦艇・水中武器	マルチスタティックソーナー(艦上処理部)	複数艦のソーナーを同時管制することで、静粛化、ステルス化された潜水艦に対する探知能力を向上させるマルチスタティックソーナー方式に関する技術	01	05
	魚雷用誘導制御装置	艦艇の隠密性、魚雷防御能力の向上に対処するため、目標識別能力に優れた画像ホーミング方式による魚雷誘導制御技術	02	10
電子機器	ソフトウェア無線機	ソフトウェアのみの交換で様々な無線機との通信を可能とする相互運用性に優れたソフトウェア無線機に関する技術	01	06
	多目的電波妨害技術	将来の電子戦環境に対応するため、脅威となるレーダーの無力化及び目標の探知を単一の妨害波で行う、レーダーと妨害の機能統合技術	03	10

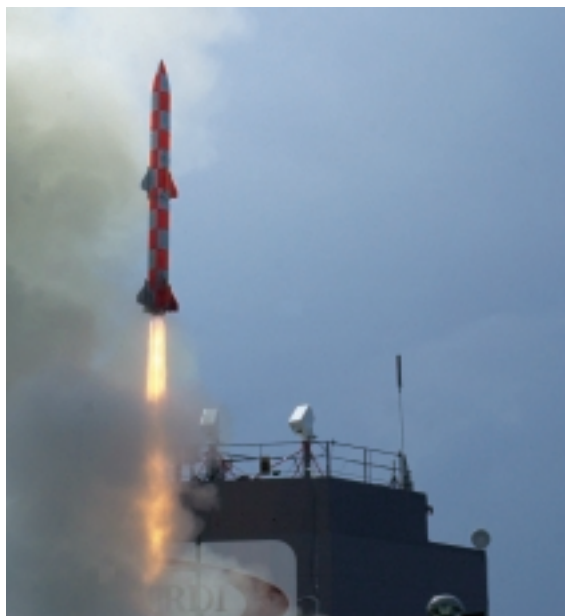
防衛庁において開発中の主要な装備品など

区分	項目	開発開始(年度)	概要
航空機	救難飛行艇(US-1A改)	96	洋上救難能力の維持向上を図るため、現有のUS-1Aをベースとして改造開発する救難飛行艇
	次期固定翼哨戒機、次期輸送機	01	平成23年度以降、P-3Cの後継及びC-1の後継として運用可能な次期固定翼哨戒機及び次期輸送機を、その適用技術の共用化により低コストで開発する。
	無人機研究システム	04	無人で自律飛行しながら、映像情報などのデータを収集・伝達し、着陸帰投する無人機(固定翼)について、自動滑走着陸技術及び映像システム技術を確認し、無人機の運用などの研究に供するシステム
誘導武器	99式空対空誘導弾(改)	02	99式空対空誘導弾の残存性、攻撃範囲、対妨害性などの機能・性能を向上させた中射程空対空ミサイル
	中距離多目的誘導弾	04	普通科部隊などに装備し、多様な事態において敵部隊などを撃破するために使用する多目的ミサイル
	短SAM(改Ⅱ)／基地防空用地対空誘導弾	04	81式短距離用地対空誘導弾の後継として主として師団などの作戦地域への全般的な対空火網を構成するとともに、基地防空火器の主力として使用する地対空ミサイル
火器・車両	新戦車	02	現有戦車の後継として戦車部隊に装備し、多様な事態において敵部隊などを撃破するために使用する戦車
	NBC偵察車	04	化学防護隊(小隊)などに装備し、広域にわたる有毒化学剤、生物剤及び放射能汚染地域の状況を迅速に偵察(検知、識別など)
艦艇・水上武器	新アスロック	99	護衛艦に装備し、水上艦用ソーナーと組み合わせた運用により、潜水艦を遠距離で攻撃・撃破するシステム
	新対潜用短魚雷	04	水上艦及び航空機に装備し、浅海域から深海域までのあらゆる海域を行動する高性能潜水艦を攻撃するために使用する短魚雷
電子機器	将来警戒管制レーダー	99	遠距離小目標、高速・高機動目標などを探知し得る警戒管制レーダー
	対空戦闘指揮統制システム	04	高射特科部隊などに装備し、対空戦闘に必要な情報の収集・処理・伝達及び指揮統制を迅速・的確に実施するためのシステム

(注) 資料55(p405) 参照※近年防衛庁において開発が完了した主要な装備品など



研究開発中の装備品（新戦車（イメージ図））



研究開発中の装備品（新アスロック）

7 秘密保全に対する取組

防衛庁の取り扱う情報の中には、漏えいすればわが国の防衛に重大かつ深刻な影響を及ぼすものがあり、このような秘密を保全することは、国の防衛を全うし、安全を保持する上で不可欠な基盤である。

防衛庁では、00（平成12）年9月の秘密漏えい事件¹を踏まえ、同種事案の再発防止策を検討する中で、秘密保全体制に関して必要な見直しを行い、例えば、①関係職員の厳正な峻別・限定、秘密区分の指定の適正化など秘密漏えい防止のための取扱環境の整備、②各国駐在武官などとの接触要領、③服務指導について隊員への徹底を図るなどの施策²を行った。

また、防衛秘密の漏えいの罰則強化を内容とした自衛隊法の改正³が行われ、02（同14）年11月に施行された。

この改正では、守秘義務違反に罰則を設けている従来の規定とは別に、わが国の防衛上特に秘匿することが必要な一定の秘密（防衛秘密）を漏えいした者を、従前と比べて重い刑罰で処罰するなどの規定を設けている。また、罰則の対象については、防衛庁の職員だけでなく、他省庁や契約企業の職員も含まれる。現在、防衛庁では、同法の規定に基づき、防衛秘密の指定を着実にを行っている。

さらに、上記事件を機に設置された防衛庁情報保全委員会では、全庁的な情報保全業務の相互協力などの実施に関する事項、情報保全業務にかかわる組織や機能の充実・強化のための各種施策に関する事項、情報保全業務の方針など各自衛隊の情報保全業務運営の基本に関する事項について検討を行っている。

このように、防衛庁は、秘密保全に万全を期し、国民の信頼を高め、その期待に応えるよう、全力を挙げて取り組んでいる。

1) 現職の海上自衛官が、在日ロシア大使館付武官に秘密文書2件を手渡した事件

そのロシア大使館付武官は、この海上自衛官が逮捕された直後、ロシアへ帰国した。また、海上自衛官は裁判の結果、懲役10か月の有罪判決を受けた。

2) 「秘密保全体制の見直し・強化について」
<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/hozen/hozen.pdf>

3) 資料75、77、78（p417～418）参照

防衛秘密

- ・ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ・ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報及びこれらの情報の収集整理又はその能力
- ・ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ・ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。）の種類又は数量
- ・ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ・ 防衛の用に供する暗号
- ・ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。）又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- ・ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。）又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ・ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（通信網の構成又は通信の方法を除く。）

※ 自衛隊についての上記の事項のうち、公になっていないもの、わが国の防衛上、特に秘匿することが必要であるもの及び長官が指定したものをいう。

従来の守秘義務規定との比較

	従来の守秘義務規定	新しい防衛秘密の制度
対象者（正犯）	職務上秘密を知り得た自衛隊員	防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 防衛秘密を取り扱う以下の者 ① 防衛庁職員 ② 国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者 ③ 防衛庁との契約に基づき防衛秘密にかかわる物件の製造若しくは役務の提供を業とする者
罰則規定	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金 ※未遂及び過失漏えいは処罰せず	5年以下の懲役 ※未遂及び過失漏えいも処罰 (過失漏えいは1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金)
共犯などの処罰範囲など	企て、教唆、 きようさ ほうじょ 幫助 (1年以下の懲役又は3万円以下の罰金)	きようぼう きようさ せんだう 共謀、教唆、煽動 (3年以下の懲役)
国外犯規定	なし	日本国民の国外犯について規定